

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月23日（火）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 33名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍	○		5番	井関 吉博	○		6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓	○		9番	酒井 馨一		○
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一	○	
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊	○		18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治		○	20番	兵頭 暁彦		○	21番	森 半治	○	
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一	○		26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文	○	
31番	城内 正		○	32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三	○	
34番	芝 幹夫	○		35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人		○
37番	久重 儀之	○		38番	大塚 康倫	○					

4. 欠席委員 5名 9番 酒井 馨一 19番 二宮 清治 20番 兵頭 暁彦
31番 城内 正 36番 濱田 増人

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第13号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第14号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第5 報告第15号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第16号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 報告第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 日程第8 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 議案第16号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

6. 出席した事務局職員

事務局長 松末 博 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教

7. 会議の概要

	規則により、宇都宮 文隆 農業委員会会長が議長を務めることに決定。
日程第1 議事録署名 委員の指名 について	議長から指名：10 番三好委員、23 番高橋委員に決定。
日程第2 会期の決定 について	議長から提案：本日1 日間に決定。
日程第3 報告第13 号 農地等の賃 貸借権及び 使用貸借権 の合意解約 について	井上農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第4 報告第14 号 西予農業振 興地域整備 計画の変更 について	井上農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第5 報告第15 号 非農地現況 証明につい て	井上農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第6 報告第16 号 農地所有適 格法人の要 件確認につ いて	木崎事務局次長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第7 報告第17 号 引き続き農 業経営を行 っている旨 の証明につ いて	木崎事務局次長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。

日程第 8
議案第 12 号
農地法第 3
条の規定に
よる許可申
請について

審議の結果、全員賛成により可決。

【審議内容】

- 1 井上農地係長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農業委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

※議案番号 13 番、14 番、15 番は取下げ。

番号	報告者	報告概要	許可要件
1	34 番 芝委員	現地確認日：4 月 21 日 現地確認者：宇都宮委員、芝委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし	満たす
2	34 番 芝委員	現地確認日：4 月 21 日 現地確認者：宇都宮委員、芝委員 取得目的：渡人が県外在住で、耕作できないため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
3	25 番 清家委員	現地確認日：4 月 17 日 現地確認者：三好委員、清家委員 取得目的：渡人が高齢で耕作できなくなったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす

	番号	報告者	報告概要	許可要件
	4	24 番 河野委員	現地確認日：4 月 16 日 現地確認者：酒井委員、河野委員 取得目的：渡人が高齢により耕作できなくなったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	5	24 番 河野委員	現地確認日：4 月 16 日 現地確認者：酒井委員、河野委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 特記事項 ・営農計画書の提出あり	満たす
	6	38 番 大塚委員	現地確認日：4 月 20 日 現地確認者：高岡委員、大塚委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	7	20 番 兵頭委員 (代理報告：14 番 上甲委員)	現地確認日：4 月 17 日 現地確認者：上甲委員、兵頭委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす

	番号	報告者	報告概要	許可要件
	8	20 番 兵頭委員 (代理報告：14 番 上甲委員)	現地確認日：4 月 17 日 現地確認者：上甲委員、兵頭委員 取得目的：空家の購入に伴い取得したため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 特記事項 ・営農計画書の提出あり	満たす
	9	33 番 和氣委員	現地確認日：4 月 22 日 現地確認者：井関委員、和氣委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	10	21 番 森委員	現地確認日：4 月 20 日 現地確認者：三瀬委員、森委員 取得目的：受人が長年耕作していた農地を今回取得することになったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす

	番号	報告者	報告概要	許可要件
	11	27 番 平井委員	現地確認日：4 月 20 日 現地確認者：五藤委員、平井委員 取得目的：自宅の隣地のため、農地として一体的に管理したいため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	12	30 番 角藤委員	現地確認日：4 月 19 日 現地確認者：三好委員、角藤委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	16	28 番 山内委員	現地確認日：4 月 20 日 現地確認者：志波委員、山内委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす
	17	26 番 清水委員	現地確認日：4 月 16 日 現地確認者：二宮委員、清水委員 取得目的：耕作していた農地の所有者が死亡し、遺贈によって取得することとなったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし	満たす

日程第 9
議案第 13 号
農地法第 4
条第 1 項の
規定による
許可申請に
ついて

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 井上農地係長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農業委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

番号	報告者	報告概要	不許可要件
1	13 番 五藤委員	現地確認日：4 月 20 日 現地確認者：五藤委員、平井委員 転用目的：耕作に不適なので植林して管理したいため 不許可要件 ・申請地は既に植林されているが、 周辺農地への影響なし 特記事項 ・始末書の提出あり	該当 しない

日程第 10
議案第 14 号
農地法第 5
条第 1 項の
規定による
許可申請に
ついて

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 井上農地係長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農業委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

番号	報告者	報告概要	不許可要件
1	16 番 高岡委員	現地確認日：4 月 20 日 現地確認者：高岡委員、大塚委員 取得目的：資材置場にしたいため 不許可要件 ・周辺に農地は無く、周辺営農への 影響なし	該当 しない

日程第 11 議案第 15 号 農用地利用 集積計画の 決定につい て 日程第 12 議案第 16 号 農地移動適 正化あっせ ん委員の指 名について	審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。 【審議内容】 1 木崎事務局次長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。 2 審議 ※1 番宇都宮委員、6 番菊池委員退席（議事参与の制限のため） ※議長が議事参与の制限により退席したため、中村職務代理者が代理で議事進行 ※審議終了後、入室 審議の結果、原案のとおり指名。 【審議内容】 1 木崎事務局次長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。 2 審議
---	--